

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2018年5月15日発行
第123号

発行所・編集/NPO法人埼玉管ネット（埼玉県マンション管理組合ネットワーク） 編集人/栗原照明

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員 NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。
埼玉県マンション居住支援ネットワーク（会員）・理事団体



会員
マンション
紹介

ルネ・グランガーデン白岡

白岡市

1棟 11階建 310戸

1994年（H6年）竣工



春号

Spring

- 【判例紹介コーナー】
東京地裁（H27.12.27）… p.2
- 情報提供、新規賛助会員紹介、
別件・お得情報… p.5
- 中長期修繕計画の策定 … p.6
- マンション管理組合
実践セミナーのご案内… p.8

＊【判例紹介コーナー】
東京地裁（H27・12・27）

管理費について、
事業用物件の管理費を
通常の倍額にするこ
とは無効

M管理士 栗原照明

管理費の負担について、
建物の区分所有等に関する
法律（以下「区分所有法」
と云う。）の第19条が「各
共有者は、規約に別段の定
めがない限りその持分に応
じて、共用部分の負担に任
じ、共用部分から生ずる利
益を収取する」と規定して
おり、管理費は「共用部分
の負担」に該当するため、
各区分所有者の共有持分に
応じて負担するのが原則で
あり、通常は、専有部分の
床面積に比例して定められ
ています。
しかし、マンションは各
専有部分の集合体であり、
一口にマンションと云って
も、各専有部分が全戸住居
として使用されているもの

もあれば、1階部分に店舗
があったり、専有部分が事
務所として使用されている
場合もあるため、「店舗は
多くの人が出入りをするの
でエントランス部分が汚れ
やすいから、清掃費用の負
担を増やすべきだ」「住戸
が1階にありエレベーター
は全く使用しないので、エ
レベーターの保守点検費用
を負担すべき義務はないか
ら管理費を値下げして欲し
い」など、専有部分の床面
積割合に応じた管理費の負
担は不公平であると考え
る区分所有者もいるかもしれ
ません。

そこで区分所有法は、同
法第19条に規約に別段の定
めがない限り、各区分所有
者がその有する共有持分の
割合に応じて管理費を負担
することを原則としなが
ら、管理規約によって、そ
れと異なる負担割合を定め
ることも出来る旨を規定し
ています。

この規定により、其々の
マンションにとって、適切
な維持管理とは何か、管理

費の公平な負担とは何か、
区分所有者らが主體的に考
え、管理を行うことが可能
となつていくのです。

更に、区分所有法第30条
1項には、建物や敷地等の
管理または使用に関する区
分所有者相互間の事項を管
理規約で定める規定があり
ますが、この規定に加え、
平成14年の法改正におい
て、新たに区分所有法第30
条3項として、「専有部分
若しくは共用部分又は附属
施設（建物の敷地又は附属
施設に関する権利を含む）
に付き」管理規約によって
規定する場合には、「これ
らの形状・面積・位置関
係・使用目的及び利用状況
並びに区分所有者が支払つ
た対価その他の事情を総合
的に勘案して、区分所有者
間の利害の衡平が図られる
ように定めなければならない
」との規定が定められま
した。

この規定の主旨は、マン
ションの管理に関する事項
について、管理規約に定め
る場合、個々のマンション

毎に其々事情が異なるの
で、具体的に様々な事情を
総合的に勘案し、区分所有
者間において、出来るだけ
不公平が生じない内容にす
べきである。

したがって、マンション
の管理費の負担について
は、各区分所有者の共有持
分に応じて負担するのが原
則であり、専有部分の床面
積に比例して定められるの
が通常ですが、区分所有者
間の利害の衡平を図るため
に様々な事情を総合的に勘
案して、管理規約により原
則と異なる負担割合を定め
ることも許されると云うこ
とになります。

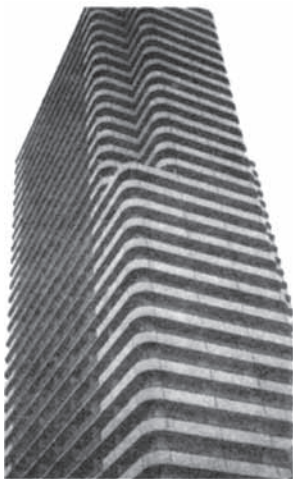
本件は、あるマンション
において、管理組合が、区
分所有者の所有する居室を
事業用物件として使用する
場合は、通常（居住用物
件）の倍の管理費を負担す
るとの管理規約に基づき管
理費を請求していたこと
ろ、所有する居室を自己が
代表を務める会社の事務所
として使用していた区分所

納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463



有者が、事業用物件に使用する居室の管理費を通常の2倍とする管理規約は無効である旨を主張して争った事案です。

尚、本件の場合、昭和60年9月に定められた管理規約に基づき事業用物件の管理費について、本管理組合は当該者に対し、通常（居住用物件）の2倍の金額とする」との規定がある訳ではないが、管理規約には、他の用途に使用した場合、理事会決議により決定出来る旨の経緯があった。また、本当該区分所有者は、平成元年11月に取得以来24年10月迄は、請求通り倍額の管理費を支払っていた。

【本件訴訟の争点】

平成24年11月以降、区分所有者は管理費の支払いを一切しなくなった為、管理組合は当該者に対し、管理規約に基づき未払期間に付、事業用物件の管理費である通常（居住用物件）の2倍の管理費支払いを求め本訴を提起。

これに対し、「住居部分を他の用途に使用した場合」という条件のみで増額が出来ることが規定されているが、区分所有法第30条3項に違反して無効である当該者は、長年、通常（居住用物件）の2倍の管理費を支払い、管理費が過払いになっているので、その過払い部分に平成24年11月以降の未払管理費を充当しても、管理組合が返還すべき部分があるという反論を行い、管理組合に対し、過払いになっている管理費の返還を求める反訴を提起した。

以上から、本件における主な争点は、①管理規約において、事業用物件か居住用物件かというマンションの使用目的の違いのみによつて、管理費負担の割合に差異を設け管理費の増額を可能とする規定が合理的か否か（争点①）、②管理費の負担割合に差異を設けることが合理的であるとしても、事業用物件の管理費負担の割合を居住用物件の2

倍とすることが合理的か否か（争点②）の2つとなる。

【争点①】

使用目的の違いによる管理費負担割合の差異の合理性
管理組合は（ア）事業用物件の方が、居住用物件に比べ、共用部分の使用頻度が高い。（イ）事業用物件の区分所有者の方が管理費の負担能力が高い。（ウ）事業用物件の区分所有者は、居住用物件の2倍の管理費を支払っており、該当区分所有者も2年以上何ら異議を述べずに支払っていた。（エ）事業用物件の管理費を倍額にしないと組合の会計収支は赤字になることを主張し、事業用物件の管理費を増額出来る旨の管理規約は合理的な内容であり有効であると主張してきた。これに対し、当該者は、事業用物件であることのみをもって、一律に管理費を増額できるものはないとして無効であることを主張し争いました。

【争点②】

事業用物件の管理費が居住用物件の2倍であることの合理性
管理組合は、争点①で主張した通り、昭和60年9月に定められたマンション管理規約は有効であり、その有効な規約に基づき、平成元年5月、事業用物件の管理費を居住用の2倍とする旨の理事会決議がされ、その決定内容も合理的であるとの主張もした。これに対し、事業用物件であることのみで、一律に事業用物件を居住用より増額する旨の規約自体が、区分所有法第30条3項に反し、公序良俗に違反するものとして無効である旨、反論した。

【裁判所の判断】

本件訴訟において、裁判所は争点①、すなわち事業用物件か居住用物件かというマンションの使用目的の違いのみにより、管理費負担の割合に差異を設け、管理費の増額を可能とする規約の有効性について、区分

私たちは、人・街・暮らしを元気にします

資産価値
を考えるマンション管理

私たち大和ライフネクストは、
お客様の大切な財産であるマンションの
資産価値の維持向上が最も
重要なミッションだと考えています。



〈お問い合わせ〉
大和ライフネクスト株式会社 事業開発部
〒336-0018 東京都港区赤坂五丁目1番33号
TEL : 0120-54-4068 FAX : 03-5549-7059
マンション管理業者登録番号・国土交通大臣 (4) 第060755号

当社サービス内容や見積り依頼、
その他建物施設運営管理に関する
ご相談を承っております。
お気軽にお問い合わせください。

所有法第30条3項が、専有部分もしくは共用部分または附属施設等について、規約によって規定する場合に、これらの形状、面積、位置関係使用目的及び利用状況並びに区分所有者が対価その他の事情を総合的に勘案して、区分所有者間の利害の衡平が図られるように定めなければならない旨を規定している。管理規約の内容がこの区分所有法第30条3項の要件を充たすか否かを検討し、当該規約の有効、無効を判断すべきであり、この要件を充たさない規約は無効であると判断基準を示した。

その上で、具体的に、諸事情を法第30条3項に要件を当てはめ検討。使用頻度、使用状況についてはそれぞれの大きな差異は認められない。万が一、そのことをもって、会計収支が赤字になるとしても、支出状況の改善や居住用物件の区分所有者らの負担割合の調整によって赤字を解消すべきであり、事業用物件の所

有者に倍額を負担させる合理性はない。事業用物件の管理費を一律に居住用物件よりも増額する当該管理規約は、法第30条3項に反するものとして無効というべきであると判断しました。そして結論として、管理組合から区分所有者が支払い済みの過払い管理費から未払いの管理費（居住用物件と同額）を差し引いた残りの金額を返還するように命じました。

【コメント】

マンションの共用部分や敷地等の維持管理を適切に行ない、マンションの財産的価値を維持し、快適な生活の為の環境を整える為には、区分所有者全員がその利益を享受する為の費用として、各区分所有者其々が管理費を負担する必要があるとします。

管理費の負担については、専有部分の床面積に比例し定められているのが通常です。

これは、区分所有者間の

利害の衡平の観点から、管理費の金額は各区分所有者の共有持分に応じて算出するのが合理的であると解されているからであり、国交省作成の「マンション標準管理規約」により定められております。

従前より、マンションの管理費負担を巡って管理規約の有効性を争う例は多く、①共用部分のうち、構造・位置・使用状況・必要性の観点から、一部の区分所有者のみの共用に供される共用部分、例えば、構造上独立して一部区分所有者のみが使用する玄関ホール、階段室、エレベーター等の管理費についても、区分所有者全員が共有持分に比例して負担すべきか否か（東京高裁 5591129判決。）

「共用部分全体に付き、共有持分に応じた管理費負担は合理的であり、管理規約は有効。」②区分所有者が法人であるか個人であるかにより、管理費の額に1・6倍の差異を設けた規約（東京地裁 H1724判決。）

「管理費に差異を設ける合理的根拠がない。」規約は無効。③1階部分の店舗管理費を2階以上の居住用住戸管理費の2・59倍とする管理規約の効力（福岡地裁 H141019判決。）「店舗とそれ以外の区分所有者で共用部分の使用頻度や使用状況が異なるから、一定の差異は許容されるが、1・5倍が限度。」等々。

したがって、マンションの管理費に付、管理規約により管理費負担の差異を定める場合は、法第30条3項に挙げられた、共用部分等の形状・面積・位置関係・使用目的及び利用状況並びに区分所有者が支払った対価という要件やその他の様々な事情を総合的に勘案して、区分所有者間の利害の衡平が図られているか否か、という観点から個別・具体的に検討していく必要があるでしょう。

（センター通信より一部抜粋）

今日を支える、明日を変える。



www.t-matex.co.jp

タキロンマテックス株式会社 東京支店

〒108-6030 東京都港区港南2-15-1 (品川インターシティ A棟15F)

TEL (03) 5781-8150 FAX (03) 5781-8130

【◎情報提供】

＊自転車保険への加入義務化（埼玉県条例）

埼玉県では、自転車の安全な利用促進に関し、県、県民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者及び関係団体（交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用促進に関する県の施策に協力する団体を含む。以下同じ。）の責務を明らかにすると共に施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して自転車の安全な利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、且つ、県民が安心して暮らすことの出来る地域社会の実現に寄与すること出来るよう、保険加入を義務化した。（施行期：H30.4.1）

新規賛助会員紹介

【日神管財株】

弊社は首都圏でマンション分譲事業を展開する日神不動産(株)を母体とする日神Gのマンション管理会社でございます。

昭和62年から約30年に亘りマンションの管理事業を行ない、現在、首都圏を中心に約七百管理組合・3万戸、ワンルームから大型ファミリー、新築から高経年M迄多彩なマンションの管理をさせて頂くまでになりました。

また、平成28年4月には同じ日神G内の日神住宅サポートと合併。分譲Mのみならず、賃貸、流通、リフォーム等、Mに関わる様々なサービスをワンストップで提供できる会社に生まれ変わりました。

マンションの形態やお客様のニーズも年々多様化しておりますが、弊社ではMの高い資産価値の維持と居住者の方々が将来に亘り安心して暮らしていける環境づくりに寄与する為、「実

行力」「提案力」そして「ホスピタリティ」に溢れた業務の展開に努めております。

自社G以外のマンションも多数管理しております。新たなパートナーをお探しの管理組合様がございますら、何なりと弊社にご相談下さいませよう御願ひ申し上げます。

(担当 櫻井慎二)

マンション管理は当社にご用命下さい。

満足と安心、そして笑顔。人にやさしい、信頼の管理サービス

日神管財株式会社

東京都新宿区新宿五丁目8番1号
電話 03-5360-2081

【別件・お得情報】

◎『マンション管理適正化診断サービス』のご案内

日本マンション管理士会連合会では、診断マンション管理士による「マンション管理適正化診断サービス」を実施しております。＊診断料は無料です。

築年数だけで決まる保険料に納得されていませんか？数年前より火災保険料が大幅に値上りしていませんか？

以下のような疑問や不満を感じたことはありませんか？

- ①マンション用の保険料はどこの保険会社も一緒？
 - ②築年数が経てば経つほど保険料が上がって困る。
 - ③きちんとメンテしているのに、築年数だけで保険料が上がるのは納得出来ない。
- 云々等。

＊遠慮なく事務局宛、お問合せ下さい。048-887-9921

世紀を超えて 快適サポート

- ◎ 大規模修繕工事
- ◎ 各種防水工事
- ◎ 内装工事
- ◎ 給排水設備工事
- ◎ 防音工事
- ◎ 建物・設備診断

～ Totalでご提案します～
大規模修繕工事から設備改修工事、内装リフォーム、充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が、世代を超えた永いお付き合いを実現しています。



北海道支店・東北支店・横浜支店
中部支店・関西支店・福岡営業所

KNS 建装工業株式会社

首都圏 マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目11番1号
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
URL : http://WWW.KENSO.CO.JP/

中長期修繕計画の策定

M 管理士 土屋公司

近年、分譲マンションにおいては二つの老いと言われる現象が起きています。

それは、建物の経年劣化による老朽化、そして、バブル期、大量に供給された分譲マンションを購入し、そこに居住している方々が、定年を迎え老齢化してきていることです。

この時期に建設された分譲マンションは、築二十年前後となり、第2回目の大規模修繕工事を終え、第3回目の大規模修繕工事を迎えるようとしております。

長期修繕計画

修繕実施に際しては多額の費用が掛かる為、毎月積立方式により費用を積立てておりますが、実際には、計画期間及び推定工事費等の見積りが不十分な為、積立金の累計額が不足となることも予測されます。適切な修繕計画の策定見直し等により積立金の額を設定

し、工事の適時適切かつ円滑な実施を図る為に十分な検討を積み重ね長期修繕計画書を作成することが大切です。

作成の目的

修繕工事を必要に応じ、適切かつ円滑に実施する為には、日頃より適切な修繕積立金の額を設定しておくことが重要です。

① 将来の修繕工事及び改修工事の内容、時期、概算費用等を明確にしておく。

② 計画修繕工事実施の為、積立金の額の根拠を明確にしておく。

③ 修繕工事、改修工事の計画に付き組合員の充分なる合意形成を諮り円滑な実施を図ること。

計画作成の前提条件

推定改修工事は建物及び設備の性能を向上させる改修工事を基本とする。

④ 工事実施の要否・内容等は、事前に、建物調査診断を行い、その結果に基づいて判断する。

見直しの手順

次に掲げる不確定な要素を含んでいる為、五年程度毎に見直すことが必要です。

- ① 建物及び設備の劣化状況
- ② 社会的環境の変化、生活様式の変化等
- ③ 新建材や新工法による修繕周期、単価の変動も勘案する。

大切なのは、理事会、専門委員会等で十分に検討を行い、専門家を有効に活用しながら合意形成を図って行くことを推奨します。

今後の検討課題

調査・診断の結果を踏まえ、現状の建物や設備の性能、機能を維持する為の修繕工事を行う。また、設備の耐震性、断熱性、防犯性など性能向上を図る改修工事の実施についても検討することも必要です。高経年マンションの場合、必要に応じて建替えも視野に入れて、再生委員会の設置検討も考えるべきでしょう。

長期修繕計画書の構成

次の項目を基本とする。

- ① マンションの建築年数
- ② 設備の概要
- ③ 調査・診断の概要
- ④ 長期修繕計画の作成、修繕積立金の額の設定
- ⑤ 計画期間の設定、修繕工事項目の設定、工事費の算定、収支計画の検討

計画期間の設定

計画期間は、新築マンションの場合は三十年以上とする。既存マンションの場合は二五年以上とされており、これは大規模修繕工事が二回行われることを想定しています。

工事項目の設定

保管されている設計図書、修繕履歴。現況調査・診断の結果などに基づき項目を追加し、漏れがないか確認する。また、新耐震基準（建築確認日がS56・5・31以前か否か）によって、耐震改修が必要となった場合、その費用が負担不可の場合、項目を設定しその費用を積立てる事も考えておいた方が良いでしょう。

マンションの屋上防水には 25年間防水保証 屋上防水シート

POLYFIN

ポリフィン

http://www.polyfin.net



止水、防水専門 ドイツ KÖSTER BAUCHEMIE AG 日本法人

カスタージャパン株式会社

http://www.koster-japan.com

〒245-0053 横浜市戸塚区上矢部町 2916 TEL.045-443-5102 FAX.045-443-5145

KÖSTER

推定修繕工事項目と修繕周期の例			
設備	給水設備		
	給水管	更生	15年
		取替	30年
	貯水槽	取替	25年
	給水ポンプ	補修	8年
		取替	16年
	排水設備		
	排水管	更生	15年
	排水ポンプ	取替	30年
	ガス設備		
	ガス管	取替	30年
	空調・換気設備		
	空調設備	取替	15年
	換気設備	取替	15年
	電灯設備等		
	電灯設備	取替	15年
	配電盤類	取替	30年
	幹線設備	取替	30年
	避雷針設備	取替	40年
	自家発電設備	取替	30年
	情報通信設備		
	電話設備	取替	30年
	テレビ共聴設備	取替	30年
	インターネット設備	取替	15年
	インターホン設備等	取替	15年
	消防用設備		
	屋内消火栓設備	取替	25年
自動火災報知機設備	取替	20年	
連結送水管設備	取替	25年	
昇降機設備			
昇降機	補修	15年	
	取替	30年	
駐車場			
自走式駐車場	補修	10年	
	取替	30年	
機械式駐車場	補修	10年	
	取替	20年	

推定修繕工事項目と修繕周期の例			
建物	屋根		
	屋上防水（保護）	補修	12年
		修繕	24年
	屋上防水（露出）	修繕	12年
		撤去・新設	24年
	傾斜屋根	補修	12年
		撤去・葺替	24年
	疵・笠木等防水	修繕	12年
	床防水		
	バルコニー床防水	修繕	12年
	開放廊下・階段等防水	修繕	12年
	外壁等塗装		
	コンクリート補修	補修	12年
	外壁塗装	塗替	12年
		除去・塗装	36年
	軒天塗装	塗替	12年
		除去・塗装	36年
	タイル張補修	補修	12年
	シーリング	打替	12年
	鉄部塗装等		
	鉄部塗装（雨掛掛部）	塗替	4年
	鉄部塗装（非雨掛部）	塗替	6年
	非鉄部塗装	清掃・塗替	12年
	建具・金物等		
	建具関係	点検・調整	12年
		取替	36年
	屋外鉄骨階段	補修	12年
取替		36年	
集合郵便受等	取替	24年	
メータBOX扉	取替	36年	
共用部	張替・塗替	12年	

長期修繕計画ガイドライン（国土交通省）

マンション・建物 大規模改修

■東日本リニューアル事業部

東京支店・東関東支店・北関東支店・南関東支店
《お問合せ》 ☎ (03)3474-1941

■西日本リニューアル事業部

関西支店・福岡営業所
《お問合せ》 ☎ (06)6382-8410



ヤマギシリフォーム工業株式会社

<http://www.ymgs.co.jp>

マンション管理組合実践セミナーのご案内

楽しく暮らしそう、賢く住もう！ セミナー&ワークショップ

日時 平成30年6月17日(日)
13時00分開場 13時30分 講演開始
場所 越谷市中央市民会館 4階 第15・16会議室
(東武伊勢崎線 越谷駅東口より徒歩7分)

「セミナー&ワークショップ」

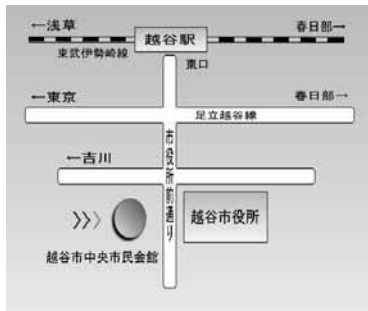
①『給排水設備の劣化診断』
給排水設備は、その建物が出来た年代毎に違いがあります。自らのマンションがどの様な仕様でつくられているのかを理解した上で、維持管理を行うことが重要です。

事例・写真を交え、解り易く給排水設備について、専門会社である(株)大勝テックを迎え、セミナーを行います。

②『マンションの防災とは』

埼玉県内では大地震を想定した大災害時において、マンションの防災には何が必要なのか？

「越谷市危機管理課」を迎え、「マンションの防災」



について、講演を頂きます。また、マンションの防災に関わる具体的な課題について、危機管理課、越谷・松伏水道企業団に参加頂き、皆さんと共にワークショップを行います。

参加申込みは、埼玉ネットWebサイト参照又は、事務局まで直接お問合せ下さい。参加費500円
(埼玉ネット会員は無料)

事務局インフォメーション

1. 先日、会員様宛、H.30年度会費の請求書を送付させて頂きました。既に、処理頂きました会員様にはこの紙面をお借り致しまして御礼申し上げます。尚、組合様宛お送りしました書類が、宛先不明等で事務局に返送されてくるケースが散見されます。組合様にポストが設置されていない場合には、理事長様宅の集合郵便受けに「管理組合」の表示をする等のご対応を御願ひ申し上げます。
2. マンション管理に関する相談申込みは、随時受付しております。相談希望日の2週間程度前迄に届くよう、TEL・FAX・郵送等にて事務局宛にお申し出下さい。相談希望日時は、相談対応者の都合も御座いますので、第1希望、第2希望の日時をご記入下さい。
3. 今年度より、メルマガの配信を開始しております。どうぞ、遠慮なくご活用下さい。まずは、機関紙「マンションライフ」メルマガ版にご登録を御願ひいたします。

事務局連絡先／ TEL：048-887-9921 FAX：020-4664-6209
パソコン版／ URL：http://www.saikan-net.com/
スマホ版／ URL：http://www.saikan-net.com/smart/
メルマガ登録／ URL：http://www.mag2.com/m/0001682307.htm

NPO 埼玉ネット
（埼玉県マンション管理組合ネットワーク）

入会案内 入会される方はこちらより

メルマガ登録 埼玉ネット 機関紙

相談事例 お役立情報

イベント情報 イベント情報

スマホ版ホームページの配信をはじめました！

Copyright © Saikan-net. All rights reserved.

まぐまぐ! 毎月1回発行の機関紙、ネット版あり

マンションLife情報マガジン

YO 無料

分譲マンションにお住まいの方、これから分譲マンションに住みたいという方に暮らしの情報を発信するメルマガです。発行元NPO埼玉ネットは、分譲マンションの管理運営に関する専門知識を持ったマンション専任士、建物の点検設計を専門とする一級建築士が在籍し、住まいの日常に立ち寄り管理運営から建物修繕に至るまで様々な相談対応を行っています。分譲マンションの管理・運営は決して新しいものではありません。メルマガを通じて、安心、快適な住まいのための問題解決のヒントになるお話を考えています。

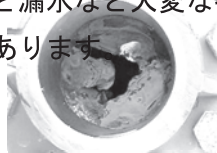
▲ 掲載サイトは **メルマガの配信をはじめました!**

> 最新号ウェブで読む > メルマガ詳細

あなたのマンションは

大丈夫？

築20年を過ぎた建物は老朽化により放置すると漏水など大変な損害を被ることがあります



築 33 年経過した給水管の内部

ダイショウテックの設備リニューアル

により建物も暮らしも生き生きと！

マンション給排水設備リニューアル専門会社

株式会社 大勝テック

〒123-0841 足立区西新井 2-1-18

☎03-3856-2870